

2021 年度吹奏楽コンクールに向けて、各地で取り組まれていることと拝察いたします。

さて、新型コロナ蔓延防止の観点から、大会の会場ごとに演奏に際しての条件が課せられる場合があります。特に、発声や特殊奏法による発音を含む楽曲については対策を求められる可能性が大きくなりますので、そのことについて、現時点での見解をまとめました。

ご注意ください。

1 課題曲 V『吹奏楽のための「幻想曲」ーアルノルト・シェーンベルク讃』の breath sounds(through the instrument)^(*1)の取り扱いについて

- (1) 演奏する際、必ずしも本番にて使用するマウスピースは使用しなくてもよい。スペアのマウスピースを消毒し使用することもできる。
- (2) マウスピースの装着時、着脱時に不意の金属音がすることは好ましくないので、市販されている練習用のプラスチック製マウスピースを消毒し使用することもできる。
- (3) 演奏の際は、飛沫が飛ばないようにしっかり上唇と下唇でマウスピースの管(シャンク=リムの反対側)の部分を包み込み、口腔内で「シー」という音を発し、管体に息を吹き込んでもらいたい。間違えてバジングの音を発することがないように注意が必要。

このことについては作曲者に確認済みです。

(*1) トランペット・ホルン・トロンボーンパートの 2・3 小節目
トロンボーン・ユーフォニアム・チューバパートの 20・21 小節目
方法等はそれぞれ総譜の欄外(下側)に記載されています。

2 課題曲 V『吹奏楽のための「幻想曲」ーアルノルト・シェーンベルク讃』の breath sounds(ため息 ha)(voiceless) without instrument^(*2)の取り扱いについて

次の(1)(2)(3)のいずれかを団体の判断で選択してください。

- (1) 感染防止対策をした上で楽譜どおり演奏する
- (2) マスクを装着した上で発音する
- (3) 発音しない

(1)(2)(3)のどれを選択しても、この部分は審査の対象とはしません。
このことについても既に作曲者自身から了解を得ています。

(*2) トランペット・ホルンパートの 21・22 小節目

3 コロナ禍で大会会場の開催条件が変化し続ける中、課題曲V他、発声・特殊奏法による発音のある楽曲をどう扱うか

(1) 会場の条件への対応について

全日本吹奏楽連盟が演奏可能とした条件に対して、大会会場となる施設が、コロナ蔓延防止のために、より厳しい条件(発声や特殊奏法による発音の禁止等)を出した場合、当該施設の条件に従って演奏を行ってください。

(2) 発声や発音を伴う楽曲の演奏について

① 課題曲Vの場合

3-(1)に書いたとおりとします。

② 自由曲の場合

地区・県・支部の各吹奏楽連盟間で十分に話し合いを行った上で、当該施設の条件に従って演奏を行ってください。

(3) 発声や発音を伴う楽曲の審査について

① 課題曲Vの場合

3-(1)に該当する場合は、当該大会の審査員に対して、その部分を審査対象としないよう、大会担当者から説明してください。

このことについても既に作曲者自身から了解を得ています。

② 自由曲の場合

審査に関する取り決めは、その状況に応じて地区、県、支部の各吹奏楽連盟が判断してください。